

2012年度政務調査費返還訴訟・控訴審判決 (2022年12月21日仙台高裁)に対する声明



作成費用の半分しか認められなかった、議会報告のニュース

2012年度の仙台市の政務調査費の使途を巡り、仙台市民オンブズマンが仙台市長に対し、その費用の返還を求めていた裁判の二審(控訴審)の判決が、2022年12月21日に仙台高裁で出されました。この判決は、日本共産党仙台市議団として決して納得できるものではありません。しかし、最高裁では憲法解釈に誤りがあるか否かが判断されることを考慮して、上告することを断念しました。仙台市、市民オンブズマンの双方とも最高裁への上告をしなかったため、この判決が確定し、日本共産党仙台市議団は返還期限の今日までに、仙台市に全額を返還しました。

改めて、この裁判で日本共産党仙台市議団が何を主張してきたのか、またこの判決に対する見解を發表します。

市議団ニュースに顔写真があれば、 作成費用の半額しか認めないという判決

党市議団は、広報広聴費をめぐり、以下の2点を示して争いました。

1. 市議団ニュースへの議員個人の顔写真の掲載は、市政報告と市民からの意見聴取にとって必要不可欠である。
2. 政党活動、選挙活動、後援会活動用のチラシ、ニュース等は、別の経費で、別の発行元が作成しており、その費用は政務調査費からは支出していない。

これらの主張を裏付けるための証拠として、①議員の顔写真が掲載されている他の政令市の市議会広報紙、②日本共産党の地域後援会のニュース、③選挙向けの議員・候補者の宣伝リーフ、④議員個人で作成し、党と自費で支出している個人版市政報告ニュース、⑤顔写真ありの市議団ニュースと、同じ内容で顔写真なしのニュースの比較などを提出しました。

しかし、仙台高裁判決は、「顔写真等が掲載された広報紙の発行が議会制民主主義に資するものであるとしても、(中略)調査研究活動の目的と選挙活動などそれ以外の目的を併有するもの」であり、二分の一以上の支出は違法としました。党市議団が求めた、紙面全体に占める写真の面積での按分についても、政務調査以外の目的への効果は面積によらないとして認めませんでした。

そればかりか、仙台高裁判決は、顔写真が掲載されていない市議団ニュースに対しても、作成費の返還を命じました。仙台高裁判決には、すべての議会活動報告は「選挙活動などそれ以外の目的を併有している」とする一方的な考え方が貫かれています。

同様に仙台高裁判決は、人件費についても、会派控室で働く政

2023年2月24日 日本共産党仙台市議団

務調査員の業務内容には政党活動、選挙活動、後援会活動等が混在しているとして、1/2を超える部分は違法としました。会派控室のコピー代(資料作成費)と事務用品、通信費(事務費)についても、1/2を超える部分は違法としました。これらは、まったく実態を見ない判決です。私たちは、これらの支出のいずれも、市民のみなさんに隠したり恥じたりするものではないと考えています。

政務調査と、地方自治、 議会制民主主義の関わりを考えない判決

日本共産党市議団は一審から、政務調査とは何なのか、政務調査費の支出根拠となっている地方自治法100条とその趣旨、その基礎となる議会制民主主義と地方自治制度との関連性を明らかにするよう、原告である仙台市民オンブズマンと仙台地裁・高裁に求めてきました。しかし「仙台市政務調査費の交付に関する条例」とその「施行規則及び要項」で定めた使途基準を支出の基準とすると述べるのみで、そもそも政務調査とは何なのかはついに明らかにされませんでした。市民が、市政の実態とそれに対する議員・会派の見解を知り、地方政治に市民が参画していくという民主主義の大切さについて全く理解していない判決と言わざるを得ません。

首長と議会の二元代表制のもとで、議会・議員の側の調査研究、広報広聴力を強めるために設けられた政務調査費制度の趣旨に反する不当な判決です。これに従うならば、市民へ必要な情報を提供する活動が狭められることになります。大きな予算と権限を持つ首長に対して、議会が力を発揮できなくなるだけでなく、市政の様々な課題を市民とともに解決していく力を失わせ、民主主義の後退を招くことになります。

日本共産党は、 市民の市政への参画がすすむよう、 改革に取り組みます

日本共産党仙台市議団は、これからも市民の皆さんの知る権利を保障し、市政への参画がすすむよう、市民の税金である「政務調査費(現在は政務活動費)」が本来の目的に沿って使われるよう取り組んでいきます。使途については、透明性は当然確保しつつ、かつ説明責任を果たしながら、市民に役立つように活用してまいります。そのために、他会派とも協力して「政務活動費の手引き」の見直しなど、議会改革に取り組んでいきます。

以上

《参考資料》

日本共産党仙台市議団の返還額

○市議団ニュースの印刷代など広報広聴費の半額	223万9,094円
○政務調査員2人分の人件費の半額	286万4,986円
○会派控室のコピー代の半額	25万4,586円
○会派控室の通信費・事務用品費の半額	20万5,896円
総額	556万4,562円